

民事・家事裁判手続のIT化に当たっての検討課題

第1 基本的な視点

我が国においては、近年の科学技術の進展により、ITの利用が国民にとって身近な存在になったことを踏まえ、利用者の目線に立って民事・家事裁判手続の利便性を向上させることが重要な課題となっている。

その状況を踏まえ、民事訴訟手続のIT化については、令和2年2月の法制審議会総会における法務大臣の諮問を受け、民事訴訟法（IT化関係）部会における調査審議を経て、令和4年2月の法制審議会総会において答申された要綱に基づき、同年の通常国会に民事訴訟法等の一部を改正する法律案が提出された。

他方で、民事訴訟手続以外の民事・家事裁判手続についても、ITの利用による利用者の利便性の向上という課題に向けた検討が求められており、令和3年12月24日閣議決定の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、次のとおり、検討を加え、必要な法案を提出するなどされている。

●デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

「法務省は、倒産手続における債権届出等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討し、令和4年度（2022年度）に結論を得る。」

「法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年（2023年）の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから、令和5年度（2023年度）以降、試行や先行運用を開始し、令和7年度（2025年度）以降、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。」

第2 検討することが想定される手続

本部会で検討することが想定される民事訴訟以外の民事・家事裁判手続（法務省が所管する法律）は、例えば、次のとおりである。

1 民事裁判手続

- ・ 民事執行手続（民事執行法）
- ・ 民事保全手続（民事保全法）
- ・ 倒産手続（破産法、民事再生法、会社更生法、会社法（特別清算手続関係）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律）
- ・ 非訟事件手続（非訟事件手続法）
- ・ 民事調停手続（民事調停法）
- ・ 労働審判手続（労働審判法）

2 家事裁判手続

- ・ 人事訴訟手続（人事訴訟法）
- ・ 家事事件手続（家事事件手続法）
- ・ 子の返還申立事件の手続（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律）

第3 想定される検討事項

1 基本的な事項

基本的には、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において検討された次のような項目につき、各手続毎に、検討することが想定される。民事訴訟手続における検討状況を踏まえつつ、各手続毎の特性に応じて検討をする必要がある。

(1) 申立て等をインターネットを用いてすることの可否及び義務付け

ア 申立て等をインターネットを用いてすることの可否

民事訴訟以外の民事・家事裁判手続においても、全ての裁判所に対する手続において、一般的に、申立て等をインターネットを用いてすることを可能とすることを検討することが考えられる。

イ 申立て等をインターネットを用いてすることの義務付け

民事訴訟手続のIT化においては、弁護士、司法書士等の委任を受けた訴訟代理人等については、申立て等をインターネットを用いてしなければならないこととする考え方がとられている。

民事訴訟以外の民事・家事裁判手続においても、委任を受けた手続代理人等について、申立て等をインターネットを用いてすることを義務付けることについて検討することが考えられる。

(2) ウェブ会議・電話会議の利用

(前注) ここでの「ウェブ会議」とは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいい、音声のみの通話は含まない。

また、「電話会議」とは、音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法のうち、ウェブ会議を除いたものをいい、音声のみの通話による方法を指す。

民事訴訟手続のIT化においては、当事者がウェブ会議を利用して口頭弁論の期日に参加することを可能としたり、ウェブ会議や電話会議を利用して審尋の期日に参加することを可能としたりしている。

そこで、民事訴訟以外の民事・家事裁判手続においても、口頭弁論の期日や、審尋の期日、さらには、民事訴訟手続にはない特有の期日について、ウェブ会議や電話会議を利用して参加することを可能とすることについて検討することが考えられる(なお、令和4年の通常国会に提出されている民事訴訟法等の一部を改正する法律案においては、人事訴訟の口頭弁論や審尋の期日におけるウェブ会議・電話会議の利用に関する規律や、離婚訴訟・調停においてウェブ会議を利用して和解・調停により離婚を成立させることを可能とする規律を導入することとされている。)

なお、特有の期日としては、民事執行手続においては売却決定期日、配当期日及び財産開示期日、破産手続においては債権者集会などがある。

(3) 記録の電子化

ア 提出書面等の電子化

民事訴訟手続のIT化においては、裁判所に提出された書面については、原則として裁判所において電子化することとしている(なお、当事者がインターネットを用いてする申立て等をした場合には、その電磁的記録を訴訟記録とすることとしている。)が、民事訴訟以外の民事・家事裁判手続においても、同様の規律を置くことでよいか、各種手続の特性を踏まえた記録の電子化の例外の規律の要否等について検討することが考えられる。

イ 裁判書等の裁判所作成書面の電子化

民事訴訟手続のIT化においては、裁判所で作成されている裁判書や調書を、電磁的記録で作成することとしているが、民事訴訟以外の民事・家事裁判手続においても、同様の規律を置くことについて検討する

ことが考えられる。

(4) 記録の閲覧等

民事訴訟手続のIT化においては、当事者等は、裁判所に赴かなくとも、インターネットを利用して、記録の閲覧等を行うことができることとしているが、民事訴訟以外の民事・家事裁判手続においても、インターネットを利用した記録の閲覧等を可能とすることについて検討することが考えられる。

なお、民事訴訟以外の民事・家事裁判手続においては、現行法上、民事訴訟手続と比較して記録の閲覧等が可能な者の範囲が狭かったり、そもそも、裁判所の許可がなければ閲覧等ができないものもあることに注意を要する。

(5) インターネットを利用した証拠調べ

民事訴訟手続のIT化においては、例えば、電磁的記録の証拠調べの際、当該電磁的記録を裁判所のファイルに記録（裁判所に設置されたサーバにアップロード）して提出する方法をとることを認めているが、民事訴訟以外の民事・家事裁判手続においても、このことについて検討することが考えられる。

(6) インターネットを利用した送達・公告

民事訴訟手続のIT化においては、システム送達を受ける旨の届出をした者に対しては、その者が裁判所に設置されたサーバにアクセスして送達すべき記録の閲覧をし、ダウンロードをすることができる措置をとるとともに、この措置がとられた旨の通知（この通知は、例えば、電子メール等によることが想定される。）をする方法によるシステム送達の仕組みが導入されることとなっている。

また、民事訴訟手続のIT化においては、公示送達の方法について、公示すべき事項を裁判所の掲示場に掲示するといった従来の方法を裁判所に設置された端末（電子計算機）で閲覧する方法と選択的なものとするに加え、裁判所のウェブサイトへの掲載等の方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置くこととなっている。

以上を踏まえ、民事訴訟以外の民事・家事裁判手続においても、インターネットを利用した送達について検討することが考えられる。

さらに、民事訴訟以外の民事・家事裁判手続においては、公告（具体的

な内容は、それぞれの手続によって異なるが、裁判所の掲示場に掲示する方法をとるものもある。) についても、インターネットの利用について検討することが考えられる。

2 各種手続特有の規律について

各種の民事・家事裁判手続には、そのIT化について、例えば、次のとおり、各種手続特有の規律についての検討が必要な事項もあり、こうした事項についても検討することが考えられる。

(1) 民事執行手続における正本添付の省略等

現行民事執行法では、強制執行を開始するには、当事者が債務名義の正本を提出しなければならないが、債務名義が電子化され、執行裁判所が直接その内容を確認することを前提に、正本の提出を必要としないものとするなどを検討することが考えられる。

(2) 破産手続における債権届出の提出先

現行破産法では、破産手続における債権届出は裁判所に提出することとされているが、例えば、その提出先を破産管財人にも可能とし、その提出方法についても電子化することなどを検討することが考えられる。